

大腸がん検診精度管理調査

1 市町の評価について

* 本調査は、平成23年度（調査対象年度は平成21年度）から開始しており、14年目の調査となります。

平成28年2月4日付け厚生労働省局長通知において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部が改正され、がん検診事業評価のためのチェックリストについても、平成28年に大幅に改定されました。

【調査項目（53項目）】

(1) 検診実施体制整備に関する調査（調査対象年度：令和6年度）

①検診対象者の情報管理、②受診者の情報管理、③受診者への説明、及び要精検者への説明、④精密検査結果の把握、精検未受診者の特定と受診勧奨、⑤地域保健・健康増進事業報告、⑥検診機関（医療機関）の質の担保の27項目

(2) 検診の精度管理把握に関する調査（調査対象年度：令和4年度）

①受診率の推計、②要精検率の集計、③精検受診率、未受診率の集計、④がん発見率の集計、⑤陽性反応適中度の集計、⑥早期がん割合の集計、⑦粘膜内がん、非浸潤がんの集計の26項目

【評価方法】

市町から提出のあった調査項目への回答に基づいて、次の方法で評価しています。

ランク	調査項目	項目数
A	すべて満たしている	53項目 すべて満たしている
B	一部満たしていない	1～8項目 満たしていない
C	相当程度満たしていない	9～16項目 満たしていない
D	大きく逸脱している	17～24項目 満たしていない
E	さらに大きく逸脱している	25～32項目 満たしていない
F	きわめて大きく逸脱している	33項目以上 満たしていない
Z	回答がない	